

陳 述 書

2022年12月1日

〒

原告 桜井康統

1 法を尊ぶということ

同調圧力¹に従うことを好む大衆はポーズだけの無意味な感染対策もといカンセンタイサクにも迎合的であって、苦もなくマスクを着用できるのかもしれない。しかし、私は“法は人のためにあるもので、人が法のためにあるものではない²”というスローガンを大切にしており、法令だけでなくルール、マナーひいてはマニュアルといったものまでその趣旨目的を自分の頭で考え、その解釈運用のみならず、中身をも常に刷新・更新できるよう考えながら日々生きている。それが法を尊ぶということであり、そうすることにより一人間としての自律的生を十全化させることができると信じているからである。

大切な妻の誕生日かつ夫婦の結婚記念日に、突然テーブルの横に陣取られ、食事中にひたすらマスク着用を求められれば食事ができない。夫婦で会話することもできない。被告モハメドからは、料理を取るときだけでも良いのでマスクを着けてくれと言われたわけではなく、食事中であるにもかかわらず「お客さん、マスク着けてください」とひたすら言い続けられた。マスクを着けて食事することはできないから食事をするなど言われているようなもので、私にとってこれ以上ない屈辱的な時間であった。

私と被告モハメドの会話がうるさくて周囲の客の迷惑になるというならそれは無視する私に話しかけ続けた被告モハメドのせいでしかあり得

¹ 「むしろ、日本で検討すべきは、マスク着用が任意であるにもかかわらず、同調圧力によって着用が強いられるという点である。」大林啓吾『感染症と憲法』青林書院（2021）P227

² 松田浩道『リベラルアーツの法学』東京大学出版会（2022）P26

ない。マスクをしないために他の客が感染するというのであれば、他の客は誰ひとりマスクを着けずに食事を楽しんでいたため、私だけがテーブルに着席した状態でマスクを着けさせられるというのは意味不明である。本件マスク着用強制はマスク着用を拒絶する私にどうしても言うことを聞かせたいと思った被告モハメドによる嫌がらせである。

2 憲法 13 条との関係

マスク着用強制が侵害する法益を敷衍すべく、ワクチンパスポートにおける議論を参照したい。

施設利用者にワクチンパスポートの提示を要求することは、公序良俗違反であろうという指摘がある³。健康権（憲法 13 条、同 25 条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」12 条 1 項）の侵害ではないかという議論もある⁴。日本弁護士連合会が 1980 年 11 月 8 日に出した「『健康権』の確立に関する宣言」には「医療では、薬づけ・人体実験・医療過誤等において、患者の主体性が軽視されるという憂うべき現象も少なくな」と書かれており、ワクチン等の薬害を問題視しつつも、ミシェル・フーコーが『社会医学の誕生』で擁護していた「自らの欲求にしたがって病気になり、養生し、死ぬ権利」に対する配慮がうかがえる点で示唆に富む。

ワクチンに比べて一層感染予防効果のエビデンスに乏しく、薬機法上医薬品・医療機器ではなく雑貨あるいは未承認医療機器に過ぎないマスクに

³ ウェブメディアヒューモニー特別連載「第 75 回 ワクチン接種義務化はできる？できない？」（2021/12/27 掲載）<https://humonyinter.com/column/med/med-75/>にて、憲法学者の大林啓吾教授は、事業者が施設利用者にワクチンパスポートの提示を求めることについて「もし民間事業者が勝手にそうした運用をした場合にも不当な差別として民法 90 条の公序良俗違反に当たる可能性もあるでしょう。施設やサービスの内容や種類にもよりますが、そうした運用には慎重になるべきです。」と述べている。

⁴ ウェブメディア DOZiNE「反・衛生パスポートのための準備運動——連帯主義と生・資本に抗する | 西迫大祐×塚原東吾（前編）」（2021/9/7 掲載）辻陽介の冒頭発言参照。<https://hagamag.com/uncategory/9838>

ついて、その着用を強制し、着用しない者の利用を拒むことは、なおさら不当な差別として公序良俗違反というべきであるし、私の健康権を侵害するものといえる。

マスクは呼吸器である鼻及び口という身体の枢要部を覆うものである。身体の自由は基本的人権として広く承認されているところ（憲法 13 条、同 18 条）、人が意に反して自分の呼吸器の十分な行使を妨げられている状態は身体の自由が害されているというべきである。マスクをしないで快適に呼吸すること、素顔で生きることは、身体の自由と呼ぶかはともかくとして、自己決定権（憲法 13 条）の範囲内である。被告モハメドは、このように複合的な「法律上保護される利益を侵害」を侵害した。

3 ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決と旅館業法改正案閣議決定

本件宿泊拒否が数年後どのように振り返られるであろうか。あの頃は皆がおかしかったから、情報に乏しかったから、仕方なかったと言われるであろうか。この間も異論を唱える者は少なからずいた。情報が充足するという状況こそ将来においても存在しない。単に少数者が排除されているに過ぎない。

『感染症と法の社会史一病がつくる社会一』の著者である西迫大祐准教授は、「差別的な隔離措置を、無知な人々によって行われた過去のものとして片づけることに反対する。それは時代を変え、かたちを変え、対象を変えて繰り返されるものとしてとらえなければならない。⁵⁾」「十六世紀になって、フラカストロが癩病という病はほぼ根絶されたと書き残しているほど、癩病者の数は僅かになっている。しかしながら、人間の集団を二分割し、その一方に目印をつけるという権力のモデルは残り続けたとフーコ

⁵⁾ 西迫大祐『感染症と法の社会史一病がつくる社会一』新曜社（2018）P6

ーは述べている。⁶」と言う。

今、日本では、集団をマスクとノーマスクに二分割し、素顔でいる者に対し科学や実証性の担保なきスティグマを押し付け、例えば本件宿泊拒否のように排除することが平気で行われている。

2001年、ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決が「無らい県運動により、山間へき地の患者までもしらみつぶしに探索しての強制収容が繰り返され、また、これに伴い、患者の自宅等が予防着を着用した保健所職員により徹底的に消毒されるなどしたことが、ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在でありことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け、これがハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長した。このような無らい県運動等のハンセン病政策によって生み出された差別・偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、ここに、今日まで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない。」という反省を書き記したのは、同じようなことを絶対に繰り返してはならないという思いからであろう。

しかし、2003年、ハンセン病元患者らに対し、本件宿泊拒否と同じく、他の宿泊客に著しく迷惑がかかるなどの理由をでっちあげて宿泊拒否が断行された。いわゆる黒川温泉宿泊拒否事件である。旅館業者は旅館業法第5条違反で営業停止の行政処分と略式命令（罰金刑）を受けた。

そして、2022年10月7日に旅館業法改正案が閣議決定された。感染症の症状を呈している宿泊者等に感染防止対策への協力を求めても応じない場合には宿泊を拒めるという内容ではあるが、過去の反省から十分人権に配慮して運用されなければならない。

⁶ 西迫・前掲注5、P30

なぜ妻の誕生日に入籍したか。毎年の妻の誕生日に、妻が生まれてきてくれたことに感謝し、妻が自分と一緒にいてくれることに感謝し、共に歩む時間をふたりの結婚記念日として祝いたかったからである。私は、9月29日、何ら感染症の病状を呈していなかった。マスクくらい着ければ良いのではないかと平気で軽口を言われるからこそ、マスク着用強制問題は、人権擁護の一丁目一番地であると確信する。

以 上